

2019年3月吉日

お取引先各位

不二電機工業株式会社
技術営業部

RoHS2 指令 10 物質規制対応についてのお知らせ

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2015年6月4日にRoHS2の禁止物質（制限物質）を定めた(EU) 2015/863が公布され、規制対象物質が従来の禁止6物質から10物質へ拡大されました。弊社製品はカテゴリ-9（監視および制御機器）に該当し、2021年7月22日より規制対象物質が拡大されます。

つきましては、RoHS2 指令 10 物質規制対応につきまして下記にお知らせいたしますので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

弊社ではこれからも一層の品質ならびにサービスの向上に努めてまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

—記—

1. RoHS2 指令 10 物質規制対応 対象製品

弊社が製造・販売する全標準製品※（現 RoHS 指令 6 物質適合品）

- ①制御用開閉器
- ②表示灯・表示器
- ③接続機器
- ④電子応用機器

製品形式につきましては、別紙「RoHS2 指令 10 物質対応製品」をご参照願います。

（※弊社標準製品とは、総合カタログ 2018 年版掲載製品となります。）

2. RoHS2 指令 10 物質規制対応時期について

対応完了予定時期：2021年7月19日出荷

3. その他

アクセサリ部品（ショートバー、リード線、カバー、保護キャップ等）の樹脂材料は製品本体の定格・性能に影響がないため、現在保有している在庫部品消化後の自然切替にてフタル酸系4物質対応品への切替を実施いたします。

（切替において、アクセサリ部品の特性、外観、形式、価格に変更はございません。）

なお、RoHS2 指令 10 物質への対応に伴う製品仕様（定格・性能）の変更は現在予定しておりませんが、製品仕様（定格・性能）に係る変更が発生する場合には、改めて変更の申請をさせていただきます。

RoHS2 指令 10 物質規制対応に伴う不都合等がございましたら、弊社営業担当までご連絡をお願い申し上げます。

—以上—